

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

石狩市（以下「甲」という。）と日立建機日本株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（趣旨）

本協定は、石狩市域で地震、風水害等による災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合の被災者の応急救助等に係るレンタル機材の提供について必要な事項を定めるものとする。

第2条（内容）

1. 甲は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合、乙に対し乙の保有するレンタル機材（以下「保有機材」という。）の提供を要請することができる。甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、「提供可能機材一覧」（別記第1号様式）に掲げる通りとする。乙はこの要請に対し乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。
2. 甲及び乙は、前項に定めがない事項について必要に応じて相互に協力を要請することができるものとする。

第3条（支援要請の手続き）

第2条の要請は、原則として、別に定める「物資発注書」（別記第2号様式）をもって行うものとする。ただし、「物資発注書」をもって要請するいとまがないときは、次条の連絡体制表に記載の連絡先へ電話等で要請し、その後速やかに「物資発注書」を提出するものとする。

第4条（情報交換）

1. 甲と乙は平常時から相互の連絡体制及び保有機材の提供等についての意見交換を行い災害時に備えるものとする。なお、連絡体制については連絡体制表（別記第3号様式）により双方通知するものとし、変更があった場合についても同様とする。
2. 甲と乙は、災害時において被災地域や被災者の状況、物資の輸送路の状況等について情報交換を行うものとする。

第5条（保有機材の運搬、引渡し）

1. 甲の要請により乙が甲に提供する保有機材の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。
2. 前項の保有機材の引渡しは、乙が当該保有機材を本協定第3条に定める物資発注書の写しを提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡す方法により行なう。ただし、やむを得ない事情により物資発注書の写しを提示できない場合、予め甲乙間にて確認した身分証の提示をもってこれに代える。
なお、当該甲の職員又は甲の指定する者による当該保有機材の確認及び受領をもって当該引渡しの完了とする。

第6条（経費の負担）

1. 保有機材の提供に係る賃貸借料及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。
2. 前項の賃貸借料は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

第7条（代金の支払）

1. 甲及び乙は、甲が保有機材の提供を受けた後、支払の時期を甲乙協議の上決定する。
2. 前項の決定に従い、乙は甲に請求書を送付し、甲は、乙からの請求書を受理した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

第8条（円滑な運用）

甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うと共に相互連携を図るための体制整備に努めるものとする。

第9条（履行義務の免除）

乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

第10条（反社会的勢力の排除）

1. 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。
2. 甲又は乙が、個人であると団体であるとを問わず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を反社会的勢力であるとみなす。
 - (1) 甲若しくは乙、又はこれらの代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が反社会的勢力に該当する場合、又は該当していた場合。
 - (2) 甲若しくは乙、又はこれらの代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が自己又は第三者の利益を図る目的をもってするなど反社会的勢力を不当に利用した場合。
 - (3) 甲若しくは乙、又はこれらの代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が反社会的勢力へ資金や便宜（株式、新株予約権、社債の優先的な割当て又は総数引受契約を含む。）を提供するなど利益供与をした場合。
 - (4) 甲若しくは乙、又はこれらの代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が反社会的勢力と密接に交際をするなど社会的に非難されるべき関係がある場合。
 - (5) 甲若しくは乙、又はこれらの代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が暴力的ないし威迫的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、若しくは報道その他により一般に認識された者である場合、又はこの者とかかわり、つながりのある者である場合。
3. 甲及び乙は、現時点及び将来にわたって、自らが前項の各号のいずれにも該当しないことを表明し確約する。
4. 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当した場合には、相手方は何らの催告を要しないで、契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 前項の表明、確約に違反することが判明した場合。
 - (2) 反社会的勢力に該当するに至った場合。

- (3) 契約の履行のために契約する者又は使用する者（累次の再請負人の他、生産材料（無体物を含む。）及び設備並びに機材等の仕入先又は提供者等を含み、また、個人か法人かを問わず、数次の取引先など第三者を介して用いる者を含む。以下「履行補助者」という。）が反社会的勢力に該当することが判明した場合。ただし、当該履行補助者が反社会的勢力であることについて、当該履行補助者と契約又は使用した者が善意であり且つ重大な過失がなく、その判明後当該契約者若しくは使用者又はその累次の注文者が直ちにかかる状況を排除する措置をとった場合を除く。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え、又は自己の関係者が反社会的勢力である旨を伝えた場合。
 - (5) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いた場合。
 - (6) 自ら又は第三者を利用して、風説を流布し、偽計又は威力を用いて、相手方の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をした場合。
 - (7) 自ら又は第三者を利用して、風説を流布し、偽計又は威力を用いて、相手方の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為をした場合。
 - (8) 自ら又は第三者を利用して、明らかに法的な責任を超えた不当な要求行為をした場合。
 - (9) 第4号から前号に準ずる行為をした場合。
5. 甲又は乙が前項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合には、相手方に損害が生じても解除を行った者はこれを一切賠償することを要せず、また、当該解除により解除を行った者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。
 6. 第4項の契約の解除により相手方に原状回復請求権が生じる場合には、解除を行った者は、相手方に対し利益を与えない範囲で原状回復の義務を負う。解除された者が、解除を行った者に原状回復を請求するにあたっては、当該請求には利益が含まれていないことを、合理的に証明しなければならない。
 7. 甲及び乙は、第4項各号に該当したことにより、相手方から同項及び前2項の措置を受けても、一切の異議を述べないことを確約する。
 8. 甲及び乙は、自己又は履行補助者が、契約の履行に関連して、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合には、これを拒否し、又は履行補助者をして拒否させるとともに、すみやかに当該事実を相手方に報告し、相手方による捜査機関への通報に必要な協力を行わなければならない。

第11条（贈賄等防止）

1. 甲及び乙（法人格の有無を問わず、実質的に支配する組織及び個人を含む。以下同じ。）は、業務を獲得若しくは保持し、不当な利益を確保し、又は公務に影響を与える目的で、公務員（国の内外を問わず、政府又は地方公共団体の公務に従事する者、公的機関に従事する者、公的な企業に従事する者、国際機関の公務に従事する者、政党、政党職員、公務員の候補者、及びその他権限の委任を受けてこれらの事務に従事する者をいう。以下同じ。）に対して、金銭その他の利益の申し出、供与、約束又はその承認を行わない。
2. 甲及び乙は、第三者を通じて、業務を獲得若しくは保持し、不当な利益を確保し、又は公務に影響を与える目的で、対価が公務員に申し出、供与、又は約束されることを知りながら、当該第三者に対して、金銭その他の利益の申し出、供与、約束又はその承認を行わない。
3. 甲及び乙は、相手方が支払った対価について、各国及び各地域の贈収賄防止法を含む法令に違反する目的で使用しない。

4. 甲及び乙は、各国及び各地域の贈収賄防止法を含む法令に違反する行為を行わない。
5. 甲又は乙が前4項のいずれかに反した場合には、相手方は何らの催告を要しないで、契約の全部又は一部を解除することができる。
6. 甲又は乙が前項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合には、相手方に損害が生じても、解除を行った者はこれを賠償することを一切要せず、また、当該解除により解除を行った者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

第12条（有効期間）

本協定の有効期間は、本協定締結の日から2023年 月 日迄とする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも本協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

第13条（協議事項）

本協定に定めがない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2022年12月23日

甲 北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市長 加藤 龍 幸

乙 北海道石狩市新港中央2-766-3
日立建機日本株式会社 北海道支社
南北海道支店 札幌営業所

所 長 畠 山 純 一